

神奈川県大磯町と群馬県川場村の 地域活性化に向けた包括的連携に関する協定書

神奈川県大磯町（以下、「甲」という。）と群馬県川場村（以下、「乙」という。）は、地域活性化に向けた包括的連携に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙が、賑わいを創出する施設の管理運営者をきっかけとして、緊密な相互連携を図ることにより、両地域の様々な課題に適切に対応し、来訪者及び住民サービスの向上、地域経済の振興等、相互の地域活性化に資することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について連携し、協力する。

- （1）地域経済及び産業（農業・漁業・商工業・畜産業・林業）の振興に関すること
- （2）特産品等の販路拡大に関すること
- （3）地産地消を推進する連携商品の開発及び販売に関すること
- （4）特産品の販売促進に連動した情報発信及び観光誘客に関すること
- （5）観光旅行及び教育旅行等を通じた交流に関すること
- （6）各々の持つ協議会等のネットワークの活用に関すること
- （7）その他、地域の課題に対して双方合意した内容に関すること

（具体的な取組みの内容及び実施方法）

第3条 前条に定める事項を効果的に促進するため、甲及び乙とは定期的に協議を行うものとし、具体的な取組み内容及び実施方法は、取組みごとに甲、乙が協議して定めるものとする。

（有効期間）

第4条 この協定の有効期間は、協定締結の日から3年間とする。ただし、有効期間が満了する日の1か月前までに、甲又は乙いずれからも改廃の申し入れがないときは、さらに3年間更新するものとし、その後の更新についても同様とする。

（守秘義務）

第5条 甲及び乙は事業の実施にあたり、知り得た機密情報を甲又は乙の承認を得ないで他に漏らしてはならない。

（疑義の決定）

第6条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義等が生じた事項については、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、それぞれ署名の上、甲及び乙が各1通を所持するものとする。

令和4年 4月 9日

甲 神奈川県中郡大磯町東小磯183番地
大磯町

町 長 中 崎 久 雄

乙 群馬県利根郡川場村谷地2390番地2号
川場村

村 長 外 山 京太郎